

令和 9 年度 税制改正要望事項（新 設・拡充・延長）

（財務省主計局給与共済課）

項 目 名	健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	令和 8 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和 9 年 3 月より OTC 医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆる OTC 類似薬）約 1100 品目について、その薬剤費の 4 分の 1 を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただく OTC 類似薬の一部保険外療養が施行される。 社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされているところ、「特別の料金」についても非課税とする税制改正を要望する。		
	国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）（抄） （給付を受ける権利の保護）		
	第 48 条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。 （公課の禁止）		
	第 49 条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 OTC類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関、薬局の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じること、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。 (2) 施策の必要性 OTC類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤など、これまで保険診療で日常的に使用され、7～9割を保険給付し、残りの1～3割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の4分の1を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の4分の1を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。 本制度の施行後においても、本制度の対象となるOTC類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、OTC類似薬を患者に処方等することによって患者が支払う「特別の料金」についても、これまで同様、消費税を非課税とする税制上の措置を講じる必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することで国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	あり	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の	—

		適用見込み	
		要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の 要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等 と要望項目との関係	—
		要望の措置の 妥 当 性	所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（財務省主計局給与共済課）

項 目 名		次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法	
要 望 の 内 容	社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	(制度自体の減収額)		(－ 百万円)
	(改正増減収額)		(－ 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 年齢にかかわらず能力に応じて皆が支え合う全世代対応型社会保障の更なる推進に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）、「健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和8年4月24日衆議院厚生労働委員会）等を踏まえ、所要の措置を講ずる。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することで国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図ることが可能となる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—

項 目 名		雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置									
税 目		所得税、国税徴収法									
要 望 の 内 容	雇用保険制度等に関しては、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする等の雇用保険制度上の暫定措置が令和 8 年度末で終了することから、こうした暫定措置の取扱いについて検討が必要であるほか、日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討や、雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対するリ・スキリングの促進に向けた職業訓練受講への支援の方策の検討について盛り込まれたところ。 国家公務員における育児休業等給付は、全て非課税及び差し押さえ禁止となっているが、当該検討の結果、育児休業等給付等について所要の改正を行う場合には、非課税及び差し押さえ禁止の措置を行うことを要望する。 また、前述の暫定措置を延長する場合には、現在とられている非課税及び差し押さえ禁止の措置を延長することを要望する。										
	国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）（抄） （給付を受ける権利の保護） 第 48 条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。 （公課の禁止） 第 49 条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。										
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要	(1)政策目的 育児休業等給付は国家公務員が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために支給している。 また、日本成長戦略等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討等が盛り込まれた。 (2)施策の必要性 育児休業等給付の給付水準については、その給付目的達成のため必要最低限に設定するものであり、これに対して課税した場合、 ・ 憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する ・ 日本成長戦略等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがある 等の理由から、非課税措置が不可欠である。										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築することで国家公務員等の生活の安定と公務の能率的運営を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	育児休業等給付の給付水準については、その給付目的達成のための必要最小限度に設定しているため、 ・国家公務員の生活の安定 ・日本成長戦略等において掲げられた事項等の政策目的を達成するために、給付が課税又は差し押さえられることなく国家公務員に支給されるようにするために税制措置の要望を行うものであり、妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和６年度に非課税措置の維持・拡充の税制要望を行った。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（財務省理財局国債企画課）

項 目 名		国債に関する税制の検討	
税 目		—	
要 望 の 内 容	国債保有者層の多様化を通じた安定的な国債保有者層の構築と、個人投資家の資産形成ニーズへの対応の観点から、必要に応じ、所要の措置を検討する。	平年度の減収見込額	百万円
		（制度自体の減収額）	（ 百万円）
		（改 正 増 減 収 額）	（ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 現行制度を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を検討すること。 (2) 施策の必要性 現行制度を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を検討する必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく	—

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの 要望経緯		—